

令和4年第4回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和4年4月22日 開会

令和4年4月22日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和4年第4回教育委員会定例会

令和4年4月22日（金）
午後4時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
 - 報告第17号 令和4年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和4年4月分）について
 - 報告第18号 臨時代理の報告について
 - 報告第19号 令和4年度新十津川町新規奨学生の選定について
 - 報告第20号 令和4年度新十津川町奨学生の奨学金増額決定について
 - 報告第21号 令和3年度滝川市学校適応指導教室利用状況（後期分）について
 - 報告第22号 令和4年度新十津川町立学校主任等の命免について
 - 報告第23号 新十津川町立学校における働き方改革推進計画の一部改正について
- 5 その他
- 6 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史
新 田 右 子
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	鎌 田 章 宏
主幹	横 山 芳 徳
学校教育グループ長	石 井 秀 紀

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、令和4年第4回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、新田両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎横山主幹

それでは、お手元にございます行事報告をご覧いただきたいと思っております。行事報告につきまして主な行事についてご説明申し上げます。対象期間は3月26日から本日4月22日までです。3月28日、新十津川町スポーツ協会の表彰式があり、体育振興に功労のあった方3個人と各種大会で活躍された1団体9個人が受賞されております。4月7日、新小及び新中の入学式が規模縮小のうえ行われ、小学1年生61人、中学校1年生52人がそれぞれ入学しております。また、4月11日には新十津川農業高等学校の入学式が同じく規模縮小の中で行われ、今年度は32人、うち新十津川中学校から2人が入学いたしました。続きまして、小中学校への寄贈に係る報告です。4月6日、NPO法人新十津川ぴあネットワークより小学校新1年生への手作りの布マスク65枚の寄贈がございました。

その他、報告書に記載はございませんが、団体の役員改選についてご報告申し上げます。3月25日、女性団体連絡協議会総会が改善センターで開催され、役員改選が行われました。会長は橋本区の萩原洋子さんが留任となり、副会長には橋本区の鈴木初子さんから代わりまして中央区の東志敬子さんが、会計には中央区の前谷和子さんから代わりましてみどり区の西山厚子さんが選任されております。4月9日、新十津川町子ども会育成者連絡協議会の総会が改善センターで開催され、役員改選が行われております。会長に菊水区子ども会の岩田考さん、副会長に青葉区子ども会の神田晃宏さん、事務局長に大和区子ども会の山本留美さんがそれぞれ選任されております。なお、当日の協議会総会につきましては、会員33名が参加されております。子ども会の育成者連絡協議会の総会ですが、開催場所はゆめりあで開催されております。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第17号令和4年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和4年4月分)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書3ページをお開き願います。一覧表をご覧ください。小学校では前年度3月に52人が卒業したのに対し、新年度4月に61人が入学いたしました。卒業、入学による増減は、9人の増でございます。進級時の増減は、転入によりまして2年生が1人増、3年生が1人増となりました。また、転出によりまして4年生が1人減、6年生が1人減となり、小学校の在籍児童数は323人で前月と比較し9人の増となりました。特別支援につきましては、前年度3月に4人が卒業したのに対し、新年度4月に6人が入学しております。また、進級に際し3年生1人、5年生1人が特別支援学級に転籍しておりますので、児童数は23人で前月と比較し4人の増となりました。次に中学校では3月に60人が卒業したのに対し、4月に52人が入学をいたしました。卒業、入学による増減は、8人の減でございます。進級時に増減はございませんので、中学校の在籍生徒数は151人で前年度と比較し8人の減となりました。特別支援については、新年度4月に3人が入学しておりますので、生徒数は7人で前月と比較し3人の増となりました。小中学校合わせまして474人で、前年度3月と比較し1人の増となりました。特別支援については30人で、前年度3月と比較し7人の増となりました。以上、報告第17号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第17号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第17号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第17号令和4年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和4年4月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第18号臨時代理の報告について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書5ページをお開き願います。1報告事項、新十津川町外国青年就業要綱の一部

改正について。2内容、別紙のとおりといたしまして、6ページをお開きください。新十津川町外国青年就業要綱の一部改正について。新十津川町外国青年就業要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定めるといたしまして、本要綱の一部改正は、新十津川町英語指導助手の任用及び勤務条件に関する規則の一部改正に伴う令和4年度の任用期間及び一般財団法人自治体国際化協会の令和4年度招致外国青年任用規則の特別休暇の内容の一部改正を適用するものでございますが、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、教育長が臨時に代理したものでございます。8ページからの新旧対照表によりまして主な改正内容を説明いたします。まず第14条の特別休暇の第4号の次に第5号として不妊治療のための休暇を新設、第6号を第7号として産後休暇の表記を修正、第7号の次に第8号として配偶者の出産のための休暇を新設、9ページに移りまして第9号として配偶者育児参加のための休暇を新設、第10号として保育時間に女子優先規定を追加、第13号として妊産疾病のための休暇を新設、10ページにまいりまして第14号として要介護者の要件を追加、第15号として介護休暇の回数制限を追加、第16号として介護時間の修正、11ページにまいりまして第18号として妊産婦の休息・捕食の休暇を新設。12ページをお開きください。第35条として先の3月の定例教育委員会にて議決賜りました新十津川町英語指導助手の任用及び勤務条件に関する規則の一部改正に伴う令和4年度に限り任用期間の特例の内容を追加するものでございます。以上、報告第18号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第18号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第18号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第18号臨時代理の報告、新十津川町外国青年就業要綱の一部改正については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第19号令和4年度新十津川町新規奨学生の選定について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書15ページをお開き願います。1新規奨学生の人数、5人。2新規奨学生の住所、氏名等につきましては、記載のとおりでございます。3奨学金等内訳、別紙のとおりといたしまして16ページをご覧ください。選定番号、氏名、本年度貸付額、貸付期間、住所、貸付金総額は、記載のとおりでございます。奨学生選定の審査につきましては、成績、世帯の所得状況、健康状態及び人物所見でございます。いずれの方も在学していた学校の学校長からの推薦書などにより問題がないことを確認しております。以上、報告

第19号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第19号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第19号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第19号令和4年度新十津川町新規奨学生の設定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第20号令和4年度新十津川町奨学生の奨学金増額決定について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書17ページをお開き願います。こちらは、新型コロナウイルス感染症の感染の収束が見込めないことから、奨学生又はその保護者への経済的影響を考慮し、奨学金の限度額を40,000円から60,000円に増額する特例措置の期間を更に延長するため、条例の一部改正について3月町議会定例会にて議決されたもので、特例措置の期間を令和5年3月まで延長してございます。増額決定内容の表をご覧ください。本年度の20,000円の増額申請は9件ありまして、増額期間は令和4年4月から令和5年3月までの12か月分として240,000円、総額2,160,000円を貸付いたします。なお、このうち新規の方につきましては、6番から9番の4人となっております。以上、報告第20号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第20号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第20号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第20号令和4年度新十津川町奨学生の奨学金増額決定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第21号令和3年度滝川市学校適応指導教室利用状況(後期分)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書19ページをお開き願います。令和3年度の10月から3月までの利用状況の表をご覧ください。様々な事情により不登校となっている児童生徒に対する相談、指導等により自立を支援する滝川市適応指導教室、ふれあいルームの利用になりますが、小学校は利用者がございませんでした。中学校は、利用者実人数1人、延べ利用日数10日間となっております。なお、こちらのお一人につきましては、中学3年生でございますので、この3月をもって利用終了となっております。以上、報告第21号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第21号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第21号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第21号令和3年度滝川市学校適応指導教室利用状況(後期分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第22号令和4年度新十津川町立学校主任等の命免について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書21ページをお開き願います。令和4年度新十津川町立学校主任等の命免一覧、別紙のとおりといたしまして、22ページをご覧ください。1新十津川小学校、任命年月日は、令和4年4月1日でございます。教務主任に井上教諭、学年主任は上から順に1年熊谷教諭、2年森田教諭、3年三上教諭、4年平川教諭、5年内野教諭、6年清水教諭でございます。保健主事は加納養護教諭、司書教諭は熊谷教諭でございます。前任者の氏名は、それぞれ右欄掲載のとおりでございます。2新十津川中学校、任命年月日は、同じく令和4年4月1日でございます。教務主任に東教諭、学年主任は上から順に1年原田教諭、2年宮平教諭、3年武田教諭でございます。生徒指導主事は小野教諭、進路指導主事は真部教諭、保健主事は五十嵐教諭でございます。前任者の氏名は、それぞれ右欄掲載のとおりでございます。以上、報告第22号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第22号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第22号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第22号令和4年度新十津川町立学校主任等の命免については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第23号新十津川町立学校における働き方改革推進計画の一部改正について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書23ページをお開き願います。内容、別冊で新十津川町立学校における働き方改革推進計画第2期をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。この計画は、北海道の学校における働き方改革、北海道アクション・プランに基づき、教職員の業務改善、時間外勤務の縮減を図るため、平成30年12月に策定をいたしました。今回、北海道アクション・プランが改定されたため、この改定に準じて新十津川町立学校における働き方改革推進計画を改定するものでございます。朱書きで記載している箇所が改定となる部分でございます。主な改定内容につきましては、まず1ページの1の「はじめに」及び2ページの3の「取組の方向性」につきましては、こちらは北海道のアクション・プランと合わせた内容に修正をしております。4の「町教委及び町立学校の役割」の(1)町教委の役割にウとして「毎年度、町立学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施する。」エとして「特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。」という内容を追加いたします。(2)町立学校の役割につきましては、文言の修正及び整理をしております。5の「推進計画の目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び期間」につきましては、目標、重視する視点、重点的に実施する取組、取組期間がより具体的な内容を追加いたしまして、用語解説を3ページのほうに追加をしております。4ページの8「学校や教員が担う業務の明確化」として、こちらは、国の中央教育審議会答申で示されました14の業務につきまして、内容は5ページのほうに追加をしております。また、6ページの9「推進計画の具体的な取組」は、取組①から13ページの取組④までの内容につきまして、こちらは北海道アクション・プランの改正に合わせた内容に修正をさせていただいております。なお、この計画につきましては、3月29日に開催をいたしました令和3年度第2回働き方改革推進委員会にて協議決定いただいていることを申し添えます。以上、報告第23号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第23号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎荒山委員

これは、北海道に準じてですね。

◎久保田教育長

道に準じて改正しているということです。

◎荒山委員

各町村同様ということですね。

◎久保田教育長

そうです。併せて議案、報告事項ではないのですが、学校の勤務時間について前年度から道教委で公表をする旨の依頼があり、今年度から各月のまとめたものを3か月経過したのちに公表したいと考えています。4、5、6月分を7月に集計し、月45時間以上超えた方が何名いるかなど公表をすることにしたいと考えております。中空知では、昨年度から滝川市が公表しておりまして、今年度から本町も公表をホームページ等で行きたいと考えているところでございます。

それでは、報告23号について質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第23号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第23号新十津川町立学校における働き方改革推進計画の一部改正については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎鎌田事務局長

ございません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和4年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時43分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 松 倉 寿 人

会議録署名委員 新 田 右 子